

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
--------------------------

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2024176
12保A006
SK2025112
17保A003

### ③ 施設名等

名称：	沖縄県立 石嶺児童園	
施設長氏名：	桃原 弘子	
定員：		82名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	那覇市首里石嶺町4丁目394番地	
T E L：	098-886-2721	
U R L：		
【施設の概要】		
開設年月日	1957/11/26	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 借生会	
職員数 常勤職員：		49名
職員数 非常勤職員：		5名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		8名
有資格職員の名称（イ）	栄養士	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		19名
有資格職員の名称（エ）	教員	
上記有資格職員の人数：		9名
有資格職員の名称（オ）	看護師	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称（カ）	公認心理士	
上記有資格職員の人数：		2名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体敷地に4寮、地域小規模2棟	
施設設備の概要（イ）設備等：	多目的室、集団棟（体育館）、グランド、調理棟	
施設設備の概要（ウ）：	男女別浴室とトイレ、洗濯場、キッチン、リビング	
施設設備の概要（エ）：	地域小規模に、浴室・トイレ・キッチン・リビング	

## ④理念・基本方針

- ・理念：～子ども達に健康と希望と愛を～
- 健康：子ども達の成長発達が、ゆたかに保証されることを混ざす。
- 希望：環境にくじけず、無限の可能性を信じ、未来に希望を持った子を育てる。
- 愛：子ども達に温かい愛情をそそぎ、豊かな人格をすることをめざす。

## ⑤施設の特徴的な取組

・県立の児童養護施設としてスタート、歴史ある施設として県内で最も地域福祉施設や小中学校、児童相談所と隣接していることから連携が速やかに行える。また、地域協同しながら「石嶺地域福祉祭り」の開催を続けている。令和6年度は第52回開催であった。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/10/30
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

地域との関わりについては、「入所児童を地域で見守り育てていく地域社会の実現を図る」を掲げている。石嶺地域福祉まつりやグラウンドゴルフ大会や伝統芸能（組踊）体験、那覇マラソン大会等にこどもが参加する際に職員が引率している。こどもたちはボランティア団体の清掃活動を一緒に行い、地域のサッカークラブ等と一緒に活動し、園庭で地域団体主催の流しそうめんに参加する等、地域の人々との日常的なコミュニケーションを大切にしている。地域の社会資源として、こどもが近隣のコンビニや薬局、理容店や美容室、学校、病院、こども園や放課後等デイサービスを活用している。施設長とこどもが地域巡りをして地域を知る取り組みもしている。給付型奨学金や県の事業であるまちなか留学等のポスターを寮に掲示して活用を推奨し、英語を学びたいとこども3名がホームステイ事業に日帰り参加している。福祉ボランティア受け入れに関する要綱を定め、児童の学習支援や施設整備、施設外の活動支援等とし受け入れに関する基本姿勢を明記している。

#### 2. 学習・進学支援、進路支援等、及び支援の継続性とアフターケアが実施されている。

こどもの意欲を尊重して学習場所を選択可能とし、受験生には個室を用意して学習習慣の定着を援助している。学校担任と連携して個々の学力を把握し、状況に応じて学習ボランティアや家庭教師、塾等の外部資源も活用している。学力に遅れがある場合には職員が基礎から教え直し、持ち物チェックリストの作成や前日の準備を共に行うことで、特性に応じた生活習慣の形成を支援している。障害を持つこどもには通級指導や特別支援学級への通学を支援し、適切な教育機会を確保している。退所後の自立支援では、NPO法人と連携したリービングケアを計画的に実施している。施設内の訓練室を活用した1週間単位の自活訓練では、金銭管理や家事、戸締り等の技能習得を促している。今年度の卒園対象者5名に対し、自立支援担当職員は個別に情報提供を行い、こども自身によるスケジュール作成を支援している。現在は4名の大学進学が決定し、1名が就職活動を継続している。退所後は外部支援機関へ繋ぐとともに、担当職員が専用携帯を用いて近況を把握し、記録している。就労や居住先での困りごと、返済問題等の相談にも寮職員と連携して応じている。毎年1月には児童と職員のOB会（新春懇親会）を開催し、卒園児やその家族、在園児が交流できる場を設けている。

#### 3. 性に関する教育及び心理的ケアが必要なこどもに対して支援を行っている。

心理士や寮職員を中心に男女の違いや性の多様性について学ぶ機会を設け、発達段階に応じた性教育を実施している。幼児から小学生低学年には絵本を用いてプライベートゾーンの大切さを伝え、小学生高学年から中学生には射精や生理、受胎のしくみを男女合同で行っている。高1には個別で心理士が性教育を行い、デートDVや性的同意、避妊、SNSの危険性等を教えている。また、生活場面では3ヶ月に1回（年4回）生活に沿った性教育チェックリストを行い、体の大切さや人との距離を教えている。心理的ケアにおいては、心理士を2名配置し、面接室を2カ所備えて心理療法を実施している。心理ケース会議にて毎月勉強会を行い、愛着形成や発達段階、トラウマやストレス反応等を実施してこども理解を深める支援を話し合っている。支援については、こどもの状態に合わせて他職種で支援計画を作成している。心理的ケアは心理士のみならず、職員相互で連携して環境調整やケアの関わりを行っている。

#### 4. 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

担当職員と家庭支援専門相談員（FSW）は、こどもの生活や健康、面会、家族の困りごと等について相談を受け入れ、家族との信頼関係構築に努めている。FSWを家族支援の中核に据え、月に1回の検討会議を通じて家庭復帰の見通しや面会方針等の情報を職員間で共有している。面会や一時帰宅の際はこどもの意向を尊重し、児童相談所と連携しながら安全かつ無理のない形での関係再構築を目指している。帰宅後のこどもの様子を寮職員がさりげなく観察することで、不適切なかかわりの早期発見と組織的な対応を徹底している。学校や地域、施設の行事については、電話やメール、SNS等で家族に情報を発信し、積極的な参加を促している。心理的ケアを要する保護者に対しても、定期的な面談や電話連絡、家庭訪問を通して支援を行っている。こどもの成長を共有しながら、保護者の不安や悩みを共に理解し、適切な助言や支援を行っている。親子関係の再構築に向け、FSWが家族やこどもの状況を分析して見立てを行い、支援方針を明確にしている。具体的な支援として、FSWや心理士を中心にファミリーセラピーやペアレントトレーニングなどの専門的なプログラムを実践している。親子生活訓練室は面会交流室としても活用している。家庭復帰を目指す事案については家庭支援検討会議で、家庭の課題を共有した上で自立支援計画に目標を設定し、児童相談所等の関係機関と緊密に連携して取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

##### 1. こどもの生活の質を高めるため寮内の居室等の整備が望まれる。

家庭的で落ち着いた雰囲気重視し、少人数養育を行う小規模グループを2か所設置している。居室は相部屋が中心で小学生は3人部屋もあるが、思春期以降や受験生には個室を提供している。私物は個人所有とし、共有スペースは当番制で清掃している。今後の課題は以下の通りである。

①相部屋であっても仕切りや家具の配置を工夫し、個人のプライバシーと「自分の居場所」を感じられる空間を確保すること。②共有スペースをより清潔で家庭的な環境に整え、こどもが安心して過ごせるよう配慮すること。③施設の老朽化に伴い、洗面所や浴室、トイレ等の設備修繕、落書きや塗装、什器の整備を計画的に進めること。

##### 2. 職員一人ひとりの育成に向けた、教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施が望まれる。

施設として「期待する職員像」を明確に定め、人事評価シートを活用した個別面談の実施することになっている。事業計画には必要とされる専門技術や資格の一覧を明示している。研修計画に基づき、県外や県内の外部研修に加え、愛着形成や障害理解などの施設内研修を幅広く実施し、受講後には復命書を提出させている。各年度で研修項目の見直しもしている。

課題として、「期待する職員像」の達成に向けた目標確認のため、年2回の面接の実施が望まれる。また、研修計画等に「期待する職員像」を明記した上で、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行うことが望まれる。

##### 3. 養育・支援について標準的な実施方法の文書化が望まれる。

標準的な実施方法について、日課表と生活指導確認要項や各種マニュアル、要綱、規程等を整備し、各寮へ設置し職員に周知している。業務概要にはこどもの尊重や権利擁護、プライバシー保護の姿勢を明示している。標準的な実施方法は寮会議や全体会議等で適正な実施方法について確認している。小遣い支給や靴の購入額に関する規定は適宜見直され、改定年月日が記載されている。

課題として、こどもが整理整頓等の基本的な生活習慣を身につけるための個別マニュアルの作成、及びプライバシー保護マニュアルや、服薬事故防止のための服薬管理マニュアルの整備も望まれる。

#### ⑧第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受け石嶺児童園の現況の課題や展望が整理できたことが一番良かったと思えました。

こどもをまん中に据えた支援の在り方を、日々の日常を大切に、こどもも職員も互いに切磋琢磨できる環境のなかで共に育ちあいができること、こどもたちが「ここで良かった」と感じられるようにチーム一丸となって取り組んでいきたいと思えました。

#### ⑨各評価項目にかかる第三者評価結果

## 第三者評価 自己評価シート(児童養護施設)

共通

評価項目		評価結果
<b>I 養育・支援の基本方針と組織</b>		
<b>I-1 理念・基本方針</b>		
I-1-(1)理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	b
判断基準	a	法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
	b	法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	<input type="radio"/> 2	理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	<input type="radio"/> 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	<input type="radio"/> 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	<input type="radio"/> 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
	<input type="radio"/> 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 施設の理念や基本方針は、パンフレットやホームページ等に記載されている。「健康・希望・愛」という理念のもと、整合性のとれた5項目の方針が示され、職員の具体的な行動規範となっている。周知については、毎年度の事業計画に明示し周知している。新任職員には施設長が研修で説明を行い、各寮の職員室には宣言文を掲示している。</p> <p>■改善課題 子どもや保護者に対しては、理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成して周知することが望まれる。基本方針として、別建てで簡条書きにして、理念を達成するための方針であることを明示することや理念、基本方針は「児童園だよりいしみね」にも掲載することに期待したい。</p>	

評価項目		評価結果	
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。	
	<input type="radio"/> 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。	
	<input type="radio"/> 3	こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> 4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 施設長が全国や県の会議、福祉専門誌等を通じて社会福祉事業全体の動向を把握している。地域の福祉ニーズについては、こども・子育て支援計画や地元の協議会、ネットワーク会議への参加を通じて環境や課題を捉えている。現状、発達支援を要する児童の増加に伴い、放課後等デイサービスの利用が増えている。また、毎月の月次報告等により定期的な養育・支援のコスト分析を組織的に行っている。</p> <p>■改善課題 養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集し、経営環境や課題の把握が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	<p>■取組状況 経営課題として、職員体制の入れ替えや新任育成、設備の整備、組織規模に伴う周知の難しさ等を明確にしている。経営状況や改善課題については、施設長が法人本部会議に参加して共有を図っている。具体的な課題への取り組みは、総務課長が本部と日々調整して実施している。職員への周知については、リーダー会議や生活向上委員会等を通じて情報の共有と伝達に努めている。</p> <p>■改善課題 この項目の職員の自己評価で、各着眼点が20%以下となっており、経営状況や改善すべき課題等の職員への周知についての工夫に期待したい。</p>		
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
判断基準	a	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。	
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 中・長期的なビジョンの策定として、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画と、5年間の指定管理計画を定めている。地域分散化については、令和8年度に1件の地域小規模の設置を予定している。指定管理計画では、支援の質の向上や収支計画等の項目を明示しており、沖縄県による毎年のモニタリングを通じて具体的な評価が可能な体制を整えている。評価結果は運用委員会によって検証が行われている。また、県の推進計画見直しに伴い、令和6年度には施設としての計画も再検討している。</p>		

評価項目			評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定については、単年度の事業計画は基本理念、運営方針、支援目標と内容、年間行事計画、職員研修計画、職員会議計画、職員の構成と組織の項目となっている。単なる行事計画ではなく、実行可能な内容となっている。</p> <p>■改善課題 年度の事業計画の実績報告は、指定管理者年次報告としてまとめられており、その報告項目を単年度計画中に設定することが望まれる。 着眼点1が確認できなかったためC評価とする。</p>		
<b>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</b>			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し、職員の参画について、事業計画の評価の手順を作成し、手順にもとづいて、総務課は9月から見直し案を検討し、11月に計画の素案を作成、養護課は1月に作成し、総務課と養護課合わせて、2月末日までに指定管理者に提出している。</p>		

評価項目			評価結果
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
判断基準	a	事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○ 2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○ 4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画の子どもや保護者等への周知については、子どもに対しては、寮会で説明している。行事のスケジュールを具体的にメモにして掲示して周知している事例もある</p> <p>■改善課題 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者等の参加を促す観点から理解しやすい工夫が望まれる。</p>		
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ 2	養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。	
コメント	<p>■取組状況 支援の質の向上に向け、自立支援計画や指定管理計画をPDCAサイクルに基づき作成している。日々の支援では、養護会議や寮担当者会議、生活向上委員会を定期的開催し、質の向上を検討している。また、自己評価や第三者評価を3年ごとに実施しており、提示された結果や課題に対し、組織的にサイクルを回すことで改善に向けた取り組みを継続している。</p> <p>■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年においても、全国社会福祉協議会版を使用した自己評価の実施が義務となっていることから毎年実施が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	<input type="radio"/> 2	職員間で課題の共有化が図られている。
	<input type="radio"/> 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	<input type="radio"/> 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	<input type="radio"/> 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況            評価結果に基づく課題の明確化と計画的な改善のため、指定管理者による毎年のモニタリングと、運用委員会による検証を経て課題が提示される仕組みとなっている。令和6年度は、運用委員会より支援計画書への心理士による支援記録の未記載事例について指摘を受けており、その改善に向けた内容を全職員に対して周知している。</p> <p>■改善課題            指摘された課題については、システムのネットワークの未整備が要因となっており、評価結果にもとづく改善の取組が望まれる。</p>	

## II 施設の運営管理

### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。
	<input type="radio"/> 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。
	<input type="radio"/> 4	平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>■取組状況            施設長の役割と責任を職員に表明し理解される取組について、運営規程に管理者としての役割と責任及び業務全般を統括することが明示されている。児童園だよりに挨拶文を掲載し表明している。運営規程に事務分掌を規定し、自ら作成した「概要資料」を用いて職員研修や外部への研修等で周知している。施設長不在時の権限委任については、消防計画の防災組織の体制構築の欄に、副本部長は事務長と明記されている。</p> <p>■改善課題            調査時は組織体制に事務長職の位置づけがないため、早急に変更することが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 法令等の遵守に向けた取り組みとして、就業規則に不当な利益受領の禁止を明文化している。施設長は全国規模の研修等に参加し、労務や権利擁護に関する法令を全職員に周知している。また、施設長自らが講師となり、不適切な関わりについての研修を実施している。全職員に運営ハンドブックを配布し、毎月の読み合わせを通じて法令への理解を深めるなど、具体的な周知と遵守に向けた活動を継続している。</p> <p>■改善課題 SDGs等で提示された環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、職員へ周知し取り組むことが望まれる。</p>		
<b>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</b>			
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○ 3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○ 4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○ 5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
	○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
コメント	<p>■取組状況 養育・支援の質の向上に向け、指定管理者による毎年のモニタリング評価と運用委員会による検証を継続的に実施している。施設長は自立支援計画や記録作成の課題に対し、自ら職員研修を行い改善に取り組んでいる。また、あらゆる会議に積極的に参画し、職員の意見を運営に反映させている。職員研修も充実しており、九州地区の研究大会やセミナー等の県外研修に10件、初任者や公衆衛生等の県内研修に12件の派遣を予定している。さらに、不適切な関わり等の施設内研修も14件実施し、多くの職員が受講している。個別記録の確認や助言、ケースカンファレンスを通じて支援の質を高めるとともに、施設長自身も福祉専門誌の購読や経営研修の受講により自己研鑽に努めている。</p> <p>■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年においても、全国社会福祉協議会版を使用した自己評価の実施が義務となっていることから毎年実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高める取り組みとして、勤怠システムによる管理を行い、財務面では法人本部の助言を得て分析を行っている。理念や方針の実現に向け、養護課長や主任のもとに心理士や各専門相談員、看護師を配置している。また、各寮や地域小規模施設には児童指導員や保育士、夜勤専属職員を、総務課には事務員や栄養士を配置して体制を整備している。施設長は業務効率化のため、令和6年度から機械警備の導入や施設管理、調理の外部委託を進めている。さらに、一時保護児の受託による経営改善など、施設長自らも運営の最適化に向けた活動に積極的に参画している。</p>		
<b>Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成</b>			
<b>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○ 2	養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○ 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	○ 5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>福祉人材の確保・定着に向けた基本的な考え方や人員体制については、年度の事業計画に明示している。人材確保では、法人として大学や人材バンク、ハローワーク等を通じて保育士、児童指導員の募集を継続している。人材育成においては、組織としてこども家庭ソーシャルワーカーの養成に取り組み、現在1名が資格を取得している。また、各加算職員や看護師、栄養士等を積極的に配置し、専門的な人員体制の充実に努めている。</p>		

評価項目		評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
コメント	<p>■取組状況 総合的な人事管理について、理念や基本方針にもとづく「期待する職員像等」を提出された基本情報に明示されている。今年度から人事評価シート(3種～主任・リーダー用、正職員用、契約職員用)により職員面接により総合評価を準備している。また厚労省等通知を基に処遇改善の必要性について社会保険労務士と相談し、法人事務局と協議を進めている。</p> <p>■改善課題 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)を定め、一定の人事基準にもとづいて職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価することが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況  職員の就業状況管理や働きやすい職場づくりに向け、施設長が労務管理の責任者を務めている。勤怠システムで時間外勤務や有給休暇の取得状況を把握し、取得が少ない場合は衛生管理委員会に報告している。健康管理面では、毎年のストレスチェックや法定健康診断、インフルエンザの任意接種を実施している。相談窓口としてリーダーや養護課長が対応し、必要に応じて産業医と連携する体制を整えている。退職金制度や再雇用制度も完備している。また、看護・介護休暇の導入や年休5日取得の義務化、週休2日制を運用している。夜勤明けの連休確保や時間単位年休制度により、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めている。</p> <p>■改善課題  福祉人材の確保・定着の観点から雇用形態の変更、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○ 2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	○ 3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 職員一人ひとりの育成に向けた取組について、施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの人事評価シート(業績考課、情意考課、能力考課)を作成し、今年度面談を実施することになっている。</p> <p>■改善課題 「期待する職員像」の達成のため、職員一人ひとりが設定した目標の進捗状況と達成状況の確認のため年2回の面接が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 「期待する職員像」は、提出された調査資料に明示している。令和7年度事業計画において必要な専門資格の一覧を提示している。研修計画に基づき、県外では中堅職員や家庭支援に関する研修等11件、県内では研究大会や権利擁護等の研修を実施している。施設内においても、愛着形成や発達障害の特性理解といった多数の研修を行っている。受講後には復命書を提出させ、学びの共有を図っている。各年度で計画の評価を行い、計画の見直しを行っている。専門技術の向上と資質向上に向け、体系的な教育体制の運用に努めている。</p> <p>■改善課題 研修計画等に「期待する職員像」を明示し、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しの実施が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	<input type="radio"/> 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	<input type="radio"/> 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	<input type="radio"/> 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	<input type="radio"/> 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
コメント	<p>■取組状況 職員の専門資格については、採用時に履歴書や免許の写しを提出させて把握している。新任職員には県社協の外部研修や施設長による研修を実施している。寮配属の新任者には、1ヶ月程度リーダーと同時勤務をさせることで個別的なOJTを行っており、管理職等には施設長が直接指導を行っている。事業計画に基づき、里親支援専門相談員や心理士などの各専門職は、児童養護施設の専門職会議に参加し質の向上に努めている。外部研修の情報は回覧で提供し、関係職員へ声をかけることで参加を促している。また、外部の心理専門家によるスーパーバイズを2ヶ月に1回計画し、受講しやすい環境づくりに配慮している。</p> <p>■改善課題 基幹的職員を養成し、職員によるスーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上に取り組むことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
	c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況  実習生等の養育や支援に携わる専門職の研修・育成については、「実習生受け入れ要項」をマニュアルとし、実習の心構えや基本姿勢を記載している。マニュアルにはオリエンテーションや実習内容を明記し、こどものプライバシー保護や守秘義務に関する誓約書の提出を求めている。受け入れ体制は、社会福祉士等は実習指導資格のある職員が、保育士は保育士資格を有する職員が担当することで整備している。実習内容には施設長講話や寮実習等を取り入れ、社会福祉士向けには1か月のプログラムを準備している。指導者研修は里親支援専門相談員以外に4名が修了している。学校側とは担当者会議や巡回訪問を通じて連携し、専門職の研修と育成を行っている。</p> <p>■改善課題  施設として実習生を受け入れる意義、及び担当者、こどもと職員への事前説明について、マニュアルへの追記に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>運営の透明性を確保するための取組として、ホームページで基本理念や養育・支援の内容を公開し、沖縄県によるモニタリング結果や第三者評価結果も公的機関等のサイトで閲覧可能となっている。理念や基本方針を記載したパンフレットは、施設長が地域の協議会や会議等に参加した際に配布し、施設の役割を説明している。毎年発行する広報誌とパンフレットは、児童相談所や行政、学校、地域のネットワーク会議、他の児童養護施設等の関係機関に配布しており、地域や関係先に対して積極的な情報発信を行っている。</p> <p>■改善課題</p> <p>ホームページを更新し、運営の透明性を確保するために下記内容の情報公開が望まれる。</p> <p>①直近の事業計画や事業報告、予算・決算報告、②苦情・相談の体制や内容、③第三者評価の受審結果及び苦情・相談の内容にもとづく改善・対応の状況</p>		
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>公正かつ透明性の高い経営・運営の取組については、沖縄県の指定管理により毎年県の監査やモニタリングが実施されている。職務分掌と権限・責任は、運営規程や業務概要に明示し、職員へ周知している。今年度は法人の内部監査が導入され、公認会計士による予算執行状況の確認が行われている。会計報告や避難訓練に関する指摘事項については改善を図っている。外部監査の対象として、事務長が専門のセミナーを受講したが、退職により空席である。</p> <p>■改善課題</p> <p>運営規程の事務分掌の見直しに期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	こどもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 3	施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
	○ 4	こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
	○ 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。
コメント	<p>■取組状況 地域との関わりについては、地域交流方策として「入所児童を地域で見守り育てていく地域社会の実現を図る」と明示している。職員の引率により、地域の福祉まつりやグラウンドゴルフ大会、伝統芸能体験、マラソン大会等にこどもが参加している。日常的には、ボランティア団体との清掃活動やグラウンドを利用する地域住民との交流を深め、地域団体主催の行事への参加を通じてコミュニケーションを心がけている。地域の社会資源の活用では、近隣店舗の利用に加え、給付型奨学金や県のまちなか留学事業等の情報を周知している。実際に英語学習を希望する3名がホームステイ事業に参加している。学校の友人が来園した際はグラウンドで受け入れ、地域との良好な関係を築いている。</p> <p>■改善課題 地域との関わり方については監査調書に記載しているが、事業計画等への明記に期待したい。</p>	
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○ 4	ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「福祉ボランティアに関する要綱」をマニュアルとし、施設整備や学習支援、施設外活動支援等において次世代育成を目的とした受け入れの基本姿勢を明記している。高校生の受け入れ時は、学校からの書類提出に加え、こどもへのアンケートを経て体育館での交流を実施している。マニュアルにはオリエンテーションや事前説明、誓約書等について記載されている。受け入れに際しては、養護課長や施設長が施設概要や守秘義務を説明し、誓約書を提出させることで、適切な運営に努めている。</p> <p>■改善課題 今年度、高校生のボランティアを受け入れており、次世代育成を目的とした地域の学校教育等への協力に関する手順書の作成に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	○ 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設として活用できる社会資源については、児童相談所や学校、医療機関等の連絡先を各寮や事務室に設置して共有し、日々の支援に活用している。関係機関とは定期的な連絡会を開催しており、地域社会や自立支援、里親支援に関する多様なネットワーク会議にも参加している。退所後のアフターケアについては、外部団体と連携して取り組み、要保護児童対策地域協議会には家庭支援専門相談員が出席している。また、施設周辺は一人暮らしの高齢者が多く、過去の河川氾濫の経験から、関係機関が協力して定期的な防災学習を実施している。このように、地域や専門機関と密に連携しながら、こどもたちの支援や防災体制の強化を図っている。</p> <p>地域の関係機関・団体と連携しているので、着眼点5は対象外とする。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○ 2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○ 3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域の福祉ニーズを把握する取組として、まちづくり協議会や地域のネットワーク会議等に参加し、住民との交流を通して状況の把握に努めている。施設周辺は独居高齢者が多く、災害拠点としての役割が期待されるため、大型自家発電機の設置等の環境整備について県と協議を重ねている。体育館やグラウンドを地域に開放し、炊き出しや防災訓練等の行事にこどもや職員が住民と共に参加することでニーズを汲み取っている。また、併設の相談機関等では、里親や入所児童の保護者、退所児童への対応等、多様な相談支援を通じた把握も行っている。</p> <p>■改善課題</p> <p>地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じることで更なる福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○ 5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況  地域貢献活動として、高齢者が多い地域の災害拠点となることを想定し、関係機関と協力して定期的に防災学習を実施している。防災の取組では、地域の炊き出しに子どもや職員が住民と共に参加している。体育館やグラウンドの開放、地域福祉まつりへの参加等を通じてコミュニティの活性化に貢献している。また、行政からの子育て短期支援事業の要請に応じるとともに、台風時等を見据えた大型自家発電機の設置に向けて、県との調整を継続している。</p> <p>■改善課題  把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動の計画への明示が望まれる</p>		

評価項目		評価結果
<b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>		
<b>Ⅲ-1 こども本位の養育・支援</b>		
<b>Ⅲ-1-(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。</b>		
28	① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 2	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 3	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
コメント	<p>■取組状況 こどもを尊重した養育・支援について明示した理念や倫理綱領、こどもの権利ノート等を各寮に掲示し、職員の共通理解とアドボカシーの推進を図っている。入職時には施設長が児童福祉法等の法令を説明し、こどもの呼称も本人と話し合っ決めて体制を整えている。支援の基本姿勢には「自己決定の場を増やす」ことや意見の聞き取り、個人の尊重を反映させている。職員は虐待防止や不適切な関わりを改善する研修を継続的に受講しており、施設長による内部研修も実施している。また、全職員が年2回の人権チェックリストによる自己評価を行い、その集計結果を施設長や養護課長が会議で報告することで、人権への配慮と支援の質の向上に組織として取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 各寮に読み合せのための子どもの権利ノートが設置されているが、毎年の定期的な読み合せの実施、及び権利条約の4つの柱(生きる・育つ・守られる・参加する権利)についての対応マニュアル作成が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
29	② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
判断基準	a	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。	
	b	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。	
	c	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 「業務概要」に児童のプライバシー保護に関する事項を明記し、所持品の確認には本人の同意を得るほか、女子児童への対応等における男性職員の配慮事項を定めている。居住環境については、高校生や受験生は基本的に一人部屋とする等、学齢に応じた部屋割りを実施している。寮内には男女の境界線を設け、各居室は施錠可能とし小窓には目隠しを施している。入所時に配布するハンドブックでは他者の部屋への立ち入り禁止を明文化し、権利ノートの読み合わせも行っている。教育面では心理士や外部講師による学齢別の性教育を実施している。また、プライベートゾーンや対人距離を項目に含むチェックリストを年4回活用し、こどもと職員の双方が確認を行っている。性に関心の強いこども等の保護者に対しては、面会時等に取組を周知し、必要に応じて電話連絡で連携を図っている。</p> <p>■改善課題 プライバシー保護マニュアルの整備、及び研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 こどもや保護者が養育や支援を利用するために必要な情報として、基本理念や施設の目的、日課表、案内図等を掲載したパンフレットを準備している。パンフレットは図面や写真、イラスト等を用いて視覚的にわかりやすい内容に仕上げている。入所予定者に対しては、措置決定後に養護課長らがパンフレットを用いて説明を行い、見学の希望にも対応している。パンフレットは定員や職員構成、日課表等の変更に合わせて適宜見直しを行っている。</p>		

評価項目			評価結果
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	○ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	○ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>■取組状況          養育・支援の開始にあたっては、受け入れ要項に沿って支援会議を開催し、内容を全職員で共有している。入所時は、学齢別に作成した説明資料を用いて養護課長や寮職員が生活の流れを説明し、各寮には権利ノートも準備している。子どもや保護者が主体的に選択できるよう、入所前に職員が児童相談所を訪問して説明を行い、事前の見学を通して自己決定を尊重している。事前の同意は児童相談所が書面で残しており、意思決定が困難な場合にはケースワーカーが同席して支援している。医療機関との連携が必要な際は医師から情報を得て対応し、面会交流時にもパンフレットを用いて再度説明を行うなど、丁寧な情報提供と意向確認に努めている。</p> <p>■改善課題          「子どもの権利ノート」を子ども全員に配布して説明すること、及び意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮について個別に対応しているが、ルール化し文書を整備することが望まれる。</p>		
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>■取組状況          養育・支援の著しい変更や不利益を防ぐ配慮として、心理士や家庭支援専門相談員が寮職員と協力し、退所後の自立に向けたライフストーリーワークに取り組んでいる。家庭復帰の際は、地域協議会や学校と連携して転出手続き等の支援を行い、円滑な移行を図っている。里親等への移行時には、手順書に基づき子どもの性格や生活状況を記した文書を渡して情報を共有している。退所後の相談窓口は、卒園児には自立支援担当、里親移行児には里親支援専門相談員、保護者には家庭支援専門相談員と、対象ごとに担当を明確にしている。退所時には名刺を渡し、同意を得た場合はSNSや電話で随時連絡できる体制を整えている。また、毎年1月にはOB会(新春懇親会)を開催し、卒園児と在園児の交流の機会を設けている。</p> <p>■改善課題          里親への移行については手順書を整備しているが、地域・家庭への移行にあたっての手順書の整備が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	こどもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 2	こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○ 3	職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。
	○ 4	こどもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。
	○ 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況 こどもの満足に関する調査は養護課長が担当し、毎年アンケートや嗜好調査を実施している。職員は日々の会話や夜勤時の個別面接を大切に、心理士による面談も行っている。毎週のこどもの話し合いである寮会には職員が同席して日課やルールへの要望を聴取し、職員で構成する生活向上委員会で検討している。こどもの意見を反映し、小遣い額の増額やスマホ利用開始時期の早期化、保存食メニューの変更等、具体的な改善を継続している。</p> <p>■改善課題 こどもの満足に関する調査結果の分析・検討をする検討会議へのこどもの参画が望まれる。各寮代表のこどもが参加する寮長会の再会に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況          苦情解決責任者は施設長、受付担当者は養護課長が務め、2名の第三者委員を設置して体制を整備している。運営適正化委員会のポスター掲示や権利ノートの設置により、子どもと保護者への周知を図っている。意見箱の記入カードでは回答方法を選択できるようにし、苦情を申し出しやすい工夫を凝らしている。投函された意見は、職員で構成する生活向上委員会で検討して回答している。掲示を希望した場合は、プライバシーに配慮した「みんなのこえ」を毎月発行して各寮に公表し、手紙を希望した場合は個別に回答している。意見は集計して第三者委員に報告し、内容に基づいてルール変更やいじめ対応等を行っている。自転車の利用要望に対しても、ヘルメット着用等の安全のルールを定めて認めるなど、個別の要望に柔軟に対応している。</p> <p>■改善課題          苦情内容に関する検討や対応策、解決結果等について、苦情を申し出た子ども等のプライバシーに配慮したうえで、ホームページで公開することが望まれる。          着眼点5が確認できないため、評価基準により評価がCとなる。</p>	
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
判断基準	a	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
	b	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
	c	子どもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○ 2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント	<p>■取組状況          「子どもの権利ノート」で、子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを説明している。沖縄県運福祉サービス運営適正化委員会のポスターを各寮や管理棟入口に掲示し、子どもや保護者に周知し、各寮には説明用の「子どもの権利ノート」を設置している。職員は、面談室や各寮の担当部屋で子どもの相談に応じ、相談しやすい、意見を述べやすいスペースを確保している。</p> <p>■改善課題          「子どもの権利ノート」を全ての子どもに配布して説明することに期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
36	③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	こどもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	こどもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	こどもからの相談や意見の把握をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○ 5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 職員は日々の養育や支援において、こどもに声をかけ傾聴に努めることで、相談しやすく意見を述べやすい環境を整えている。意見箱の記入カードでは回答方法を選択可能にし、アンケートも実施して意見把握に努めている。「苦情対応実施要綱」に基づき、把握した意見は職員で構成する生活向上委員会で検討し、可能な限り迅速な対応を心がけている。第三者委員会への報告やルールの変更を行い、児童間のトラブル発生時は双方の意見を聞いた上で、児童相談所への相談や居室の変更等の適切な対応をとっている。</p> <p>■改善課題 相談・意見・苦情等対応マニュアルの整備、及び苦情対応実施要綱において苦情解決結果を「公表する」となっているが、「公開する」への見直しが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、こどもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況  リスクマネジメントの責任者は施設長で、衛生委員会を設置し、園内外の設備18項目の一斉点検を毎年実施している。園内事故対応マニュアルは全職員に周知され、事故報告書に基づき改善策を検討して共有している。養護課長や総務課長は他園の事例を会議で共有し、送迎車の置き去り防止に向けた運行日誌の修正を検討している。安全対策として、外部講師によるAED研修を毎年行い、不審者対策および事故対策のために防犯カメラ12台を設置して日中の監視を継続している。また、行政からの助言を受け不審者対策訓練の実施を検討しているほか、大型遊具の毎月点検により事故防止に努めている。</p> <p>■改善課題  防犯については、映像の確認を各寮でできるようにすることが望まれる。事故を未然に防ぐため、ヒヤリハット報告書を作成し対策することが望まれる。令和6年度から義務付けられた「安全計画」の策定が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
38	② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント	<p>■取組状況            感染症対策は施設長を責任者とし、産業医が参加する衛生委員会を設置し看護師を配置している。インフルエンザや食中毒等への対応を記した危機管理マニュアルを各寮に備え、最新情報に基づき適宜見直して職員に周知している。昨年、園内でノロウイルスによる集団食中毒が発生したが、緊急対策本部を設置し、感染者隔離や施設内の消毒を速やかに行い感染拡大を防止した。10人以上の集団発生であったため保健所に届け出、指定管理年次報告で経過を報告している。</p> <p>■改善課題            感染症の予防や安全確保に関する勉強会を定期的実施することが望まれる。感染症の予防策として、室内の清掃、トイレやふろ場等を清潔に維持することが望まれる。</p>	
39	③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
	○ 3	こども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○ 5	地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況            防火防災管理規定を整備し、総務課長が防火管理者を担っている。築50年の施設には非常階段や非常口を設置し、火災警報機は消防署へ直結している。また、夜間も想定した防災訓練や地震訓練を実施して報告書を作成し、災害時等の業務継続計画も策定済みである。昨年4月の津波・地震警報時には、学校と連携した児童の安否確認や職員の勤務調整を行った。安否確認体制は職員に周知され、各寮には水や食糧を備蓄して台風時等に活用している。非常災害用の備蓄については、現在法人の栄養士の指導を受けながら準備を進めている。また、年2回の総合訓練では隣接する高齢者施設と連携を図り、地域一体となった防災体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題            災害時対策として、備蓄リストを作成し、こどもと職員の3日分以上の食糧の備蓄が望まれる。業務継続計画について毎年訓練と研修を実施し、見直しをすることが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保		
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。	b
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○ 2	標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法については、日課表と生活指導確認事項、入所児童受け入れ要項や園内事故対応マニュアル、アルバイトや運転免許取得に関する取り扱い規程等の業務概要簿冊を整備し、各寮に設置して職員に周知している。業務概要は、こどもの尊重と権利擁護とともにプライバシー保護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法については、寮会議や全体会議等で適正な実施になっているか確認している。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法について個別の指導が望まれる。「業務概要」には、日課に関する事項を中心に入浴、テレビ視聴、身なり、食事等の注意事項等が生活指導確認事項として文書化されているが、こどもが基本的な生活習慣について、あいさつ、食事の仕方、清潔に過ごす方法(自分自身、お部屋、トイレや洗面所お風呂場などの整理整頓)を身につけることができるマニュアルの作成が望まれる。こどもの健康を守り安全に過ごすための服薬事故を防止するため服薬管理マニュアルの整備が望まれる。</p>	
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
	○ 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 業務概要は、自立支援計画の作成時、また、こどもから要望のあった際に毎月の生活向上委員会にて見直しと検証を行っている。小遣い額や靴の購入費に関する要綱等の改訂時には、その年月日を明記して適切に管理している。見直しにあたっては、意見箱や話し合いを通じて把握したこどもの意見に加え、会議での職員の提案を反映させる仕組みを構築している。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や方法について手順等を文書化することが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
コメント	<p>■取組状況 自立支援計画策定の責任者は施設長であり、担当職員が面談を通してアセスメント表を作成している。寮主任や心理士等の関係職員と協議を重ねた上で、施設長や専門職が参加する策定会議を経て計画を作成している。計画は児童相談所や医療機関等と合議して策定され、長期および短期の目標を設定して具体的な支援内容を明示している。支援困難なケースについては、管理職や専門職らが参加する検討会議を行い、個別対応職員が一人ひとりの思いに寄り添いながら組織的な支援を継続している。</p> <p>■改善課題 自立支援計画の策定については、子どもへ説明し同意を得ることが望まれる。</p>	
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	<p>■取組状況 自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況は、子ども一人ひとりの日々の記録により確認されている。計画はシステムで管理され、半年に1度の見直しや変更の際は、児童相談所との個別会議を開催している。会議ではモニターを活用し、担当者や施設長らによる合議が行われている。変更内容はシステムを通じて全職員に周知されている。また、放課後等デイサービスの利用開始に伴う緊急の計画変更にも柔軟に対応している。</p> <p>■改善課題 自立支援計画の見直しについては、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順及び関係職員への周知の文書化が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	○ 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 各寮の日記はパソコンで記録し、個別の簿冊を作成して職員間で情報を共有している。これにより、自立支援計画に基づく支援の実施状況を確認できる。計画の策定や見直しでは、モニターを活用し合議を行うことで、記述内容の平準化を図っている。また、支援の充実に向けて全体会議や寮会議、生活向上委員会など多岐にわたる会議の開催計画を策定し、内容や参加職員を明確に定めた体制を整備することで、組織的な情報交換と円滑な運営を継続している。</p> <p>■改善課題 こどもの記録は、日記記録や自立支援計画が別々に編綴されているため、こども一人ひとりの情報を集約した個別台帳を作成することが望まれる。各種記録はパソコンで記録管理されているがシステムネットワークが未整備であるため縦割りの記録管理となっており、職員間での共有化を推進するためにシステムネットワークの改善が望まれる。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領等の作成が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
45	② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	こどもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況 個人情報保護規程と文書取扱規則を整備し、記録の保存や開示、訂正等について定めている。就業規則では守秘義務を明文化し、入職時の説明と誓約書の提出を行っている。職員研修を通じて規程の理解を深め、記録の保管や職員室への入室制限、こどもの目に触れる場所に個人情報を置かないよう細心の注意を払っている。また、携帯電話等の取扱規程に基づき、こどもや保護者に個人情報の扱いについて注意喚起を行うとともに、こどもからも所持に関する誓約書を得ることで、情報管理の適正化に努めている。</p> <p>■改善課題 個人情報保護規程は整備されているが、記録管理責任者の追記が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果	
A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援			
A-1-(1) こどもの権利擁護			
46	A①	① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	判断基準	a	こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c	こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
		<input type="radio"/> 2	こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
		<input type="radio"/> 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
		<input type="radio"/> 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
		<input type="radio"/> 5	こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
	コメント	<p>■取組状況 こどもの権利擁護については、「石嶺児童園宣言文」や「職員行動規範」を掲示し、人格尊重や法令遵守の周知を図っている。養育や支援には県版のガイドラインを活用し、寮会議や週3回の朝会等で権利侵害の有無を確認している。採用時や年5～6回の研修を通じて理解を深め、年2回実施するチェックシートの結果を職員会議で報告している。また、権利ノートを用いて思想や信教の自由を説明し、こどもの権利を組織的に保障する体制を整えている。</p> <p>■改善課題 職員の自己評価の判断基準では、権利擁護の取組について、48.8%の職員が「b」と回答しており、さらなる取組が望まれる。権利ノートの活用について、こども一人ひとりに配布し、入所時以外に毎年読み合わせをするなど継続した支援が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
判断基準	a	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	
	b	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。	
	c	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
	<input type="radio"/>	2	こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
		3	職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。
	<input type="radio"/>	4	こども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
	<input type="radio"/>	5	年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。
コメント	<p>■取組状況 入所時には「こどもの権利ノート」の読み合わせを行い、職員は一人ひとりが大切に守られる存在であることを伝えている。寮内には「みんなの声」を掲示して多様な意見の存在を示し、感情の制御や他者との接し方をひらがなで分かりやすく記した案内を掲示して、自他を尊重することの理解を促している。食事の際には、幼児に職員が付き添い、低学年に高学年が手を貸せるよう配慮した座席表を作成することで、互いに支え合う環境を組織的に整えている。</p> <p>■改善課題 こどもに対し、自他の権利について正しい理解と行動を促す取組として、職員間でこどもの権利に関する学習の機会を持つことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組			
48	A③	① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	
	b	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。	
	c	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	○ 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	○ 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	○ 4	事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
	○ 5	こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	○ 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	
コメント	<p>■取組状況 こどもの生い立ちの振り返りについては、高校生を対象に、個々の成長や事情に応じて職員が事実を伝えている。本年度は卒園を控えた5人のうち3人が、専門職らと協力して個別のライフストーリーワークのプログラムを作成し、振り返りを行っている。実施後のフォローは寮職員が中心となって担っている。また、各寮では行事の写真を保管しており、卒園アルバムを見に来るこどもの思いにも寄り添っている。</p> <p>■改善課題 撮影した写真をこどもたちと一緒に整理してアルバムを作成し、こどもと一緒に成長の過程を振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋げることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
<b>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</b>			
49	A④	① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
	○ 2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	○ 3	こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	
	○ 4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けない仕組みが整備・徹底されている。	
	○ 5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 就業規則に不適切な対応の禁止を定め、厳正に処分を行う仕組みを構築している。危機管理・対応マニュアルにより暴力の事例や対応を周知し、問題発見時は記録して必ず施設長に報告する体制を整備している。不適切な関わりが判明した際は、報告書の提出や面談による検証を行い、施設長が園全体の問題として研修を実施している。また、園内いじめ等発見チェックリストやイラストを用いてこどもが身を守るための知識を育んでいる。嫌なことは拒絶し、職員に相談してよいことを伝えるとともに、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示してこどもが自ら訴えを届けられるよう配慮している。就業規則には通告義務と通告者の保護を明記することで、組織的な虐待防止に努めている。</p> <p>■改善課題 職員の自己評価の判断基準で不適切なかかわりの防止と早期発見の取組について、48.8%の職員が「十分ではない」と答えており、さらなる取組みが望まれる。</p>		
<b>A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア</b>			
50	A⑤	① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
判断基準	a	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	
	b	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。	
	c	こどものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	
	○ 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
	○ 3	こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	
	○ 4	家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 入所時は、児童相談所の情報を基に受け入れ会議を行い、各寮では行動観察期間を設けるとともに、幼児等は職員の部屋で就寝させるなど不安解消に努めている。兄弟を同寮にするなど人間関係の継続に配慮し、入所時には全児童で温かく迎えている。家庭復帰は、児童相談所と連携し外出や外泊を段階的に増やして慎重に支援している。里親委託については、2人のこどもが週末里親の制度を活用し、平日と週末で安定した生活が送れるよう支援している。</p>		

評価項目			評価結果
51	A⑥	② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
判断基準	a	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。	
	c	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
	○ 2	退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	
	○ 3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	○ 4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	○ 5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生との連絡などにも対応している。	
	○ 6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>退所後の自立に向けた取り組みとして、NPO法人に委託した合同リービングケアプログラムを計画的に実施している。施設内の訓練室を活用し、金銭管理や家事等の自活訓練を1週間単位で行うことで自立を支援している。本年度の卒園対象者5名に対し、自立支援担当職員は進学や就職の情報を個別に提供し、本人作成のスケジュール表に沿って支援した結果、4名の大学進学が決定している。退所後は外部支援機関に繋ぐとともに、担当職員が専用携帯で近況を把握し、寮職員とも連携して相談に応じる体制を整えている。就労や居住地の悩み、給付金返還等の課題にも対応している。毎年1月にはOB会(新春懇親会)を開催し、卒園者の家族や在園児、職員も交えた交流の場を設けることで、退所後も継続的に支えている。</p>		

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
52	A⑦	① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
判断基準	a	こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	
	b	こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。	
	c	こどもを理解しようしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。
○ 2		こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
○ 3		こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
○ 4		こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
○ 5		こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
コメント	<p>■取組状況 職員は児童相談所からの書類で生育歴等を把握し、被虐待体験や分離体験に伴う苦痛や怒りなど、こどもの気持ちを理解し受け止めるよう努めている。暴言等のトラブルが生じた際は、一人で落ち着けるよう見守り、心境を言葉で表現できるよう寄り添いながら支援している。不登校や行き渋りに対しては、学校と連携して情報を収集し、職員間で対応を共有している。心理士の面談等を通じて背景にある課題を把握し、問題行動の際も原因を協議して言動の理解に努めている。また、外泊時など様々な場面での心理的動向を注視して解決策を探るとともに、直接寄せられる意見や要望にも応えている。こどもアンケートでは、職員から大切にされていると感じるかという設問に対し、68%が「はい」と回答している。</p> <p>■改善課題 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めるため、関係職員の連携を強化し、職員一人ひとりのさらなる技術の向上に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
		b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
		c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
		○ 2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
		○ 3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
		○ 4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
		○ 5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
		○ 6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は、幼児や低学年には帰宅後や食事の会話を通じて、高年齢児には夜間の静かな時間帯に話を聞くことで、子どもの気持ちの把握に努めている。学習面では小学生は食堂を活用して職員が見守り、体調不良や登校しぶりには本人の意思を尊重して対応している。起床や就寝、外出等の決まりは「子ども用ルールハンドブック」で周知し、自転車やゲームの使用については子どもの意見を反映して設定している。部活やアルバイトによる帰宅遅延には食事や入浴時間を配慮し、誕生日の買い物等では個別に触れ合う時間を確保している。小遣いは、要望や物価高を考慮して増額されている。幼児の夜間の不安には夜勤者と同じ部屋で就寝させることで対応し、体調不良時は静養室で見守るなど、個々の欲求や状況に応じた支援を行っている。</p>	
	54	A⑨	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
判断基準		a	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
		b	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
		c	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない
		n	わからない、判断できない。
着眼点		○ 1	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
		○ 2	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
		○ 3	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
		○ 4	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
		○ 5	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>毎週木曜日に寮会を開催し、帰寮時間の延長や小遣いの値上げ等の要望を話し合い、今年度の小遣い増額など施設運営に反映させている。水筒洗いは子ども自身で行い、低学年が洗濯物を取り込みたむ際も、職員が見守り賞賛することで自立を促している。トラブル時には気持ちに寄り添いながら振り返りを促し、子どもが主体的に問題を解決できるよう、適切な見守りと支援を行っている。</p> <p>■改善課題</p> <p>これまで開催していた中高生のリーダーによる寮長会を復活させ、子どもたちが生活の中で感じている困りごとや改善したいことについて、意見を出し合い、話し合える時間や場の確保が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
判断基準	a	発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	
	b	発達状況に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
	c	発達状況に応じた学びや遊びの場を保障していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着視点	○ 1	施設内での養育が、年齢や発達状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	○ 2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じている。	
	○ 3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	○ 4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	○ 5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	○ 6	幼稚園等に通わせている。	
	○ 7	子どもの学びや遊びを保障するための資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子ども一人ひとりの発達段階や課題に応じた自立支援計画に基づき、日々の支援を実施している。自転車の購入要望には年齢に合わせた製品を用意し、中庭で練習できるようニーズに応じている。室内外の遊具や書籍も幅広い年代向けに整備し、余暇の充実を図っている。学校とは連絡協議会を通じて学習状況や行事等の情報を共有し、緊密に連携している。地域塾や家庭教師等の外部資源を活用して学びを支えとともに、外国ボランティア団体等と協力した行事を企画し、多様な体験の機会を設けている。また、地域のイベントや習い事の情報収集にも努めている。子どもの希望に応えられない際は、面談や書面で理由を丁寧に伝え、説明責任を果たしている。隣接する子ども園への通園には職員が同行し、安全に配慮しながら日々の生活を支えている。</p>		

評価項目		評価結果
56	A①	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
判断基準	a	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
	b	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
	c	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。
	○ 2	こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。
	○ 3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
	○ 4	発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。
	○ 5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。
コメント	<p>■取組状況  こどもが将来自立するために必要な知識やマナー、金銭管理、家事等のスキルを日常の中で伝えている。金銭管理では小遣い帳を活用し、高額な品物を欲しがる際には貯金方法を教えるなど習得を支援している。寮会では共用スペースの清掃当番や生活ルールを共に考え、朝はモーニングコール当番が挨拶を行うなど、役割を通じた学びを促している。地域貢献としてグラウンドを提供し、地域の行事に参加することで社会とのかかわる経験を積める機会を設けている。健康面では、年齢に応じた衛生習慣を教え、歯磨きの仕上げ磨きは小学生まで継続している。感染症流行時は、受験生への影響を考慮した自己管理を支援している。対人マナーについては、電話応対等のシナリオを用いたロールプレイを通して教えている。携帯電話料金は施設負担とし、インターネットやSNSを利用する際のルールや危険性、トラブル回避の知識が身につくよう支援している。</p> <p>■改善課題  ①居室の整理整頓 ②食事の挨拶「いただきます」「ごちそうさま」など、食事を通して感謝の気持ちを表すこと ③外部講師による、インターネットやSNSの安全な活用方法についての勉強会の実施などが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
判断基準	a	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	
	b	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
	c	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
	○ 2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
	○ 3	食事場所は明るく楽しい雰囲気です、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
	○ 5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況          幼児は時間を長めに確保し、思春期の子どもは生活リズムに合わせるなど、食事が安心して楽しめるよう配慮している。部活動等で時間がずれる際も、衛生面やおいしく食べることができるようにレンジや冷蔵庫等を用いて適切な温度で提供している。食堂は清潔に保たれ、配膳や座席配置の工夫により自然な交流が生まれている。定期的な残食調査や嗜好アンケートも行っている。休日の朝食調理やおやつ作りでは、地元の食材を用いた調理体験を通し、包丁の使い方や加熱調理などの基礎的な技術を学ぶ機会を設けている。</p> <p>■改善課題          こどもの食の実態を把握し、献立に反映させること、及び食事の配膳について、デザートも器に入れてセットして提供する等、献立や配膳などを工夫することで、より楽しい雰囲気ですることができるような食事提供が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
A-2-(3) 衣生活		
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 <span style="float: right;">b</span>
判断基準	a	衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
	b	衣類が十分に確保されているが、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
	c	衣類が十分に確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	○ 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
	○ 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
	○ 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。
	○ 5	衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。
	○ 6	発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。
コメント	<p>■取組状況 こどもが快適に過ごせるよう、常に清潔でサイズや季節に適した衣類を準備している。学校行事や外出時など、TPOに応じた服装ができるよう種類を確保し、汚れた際の着替えも常に用意している。気候に合わせた選択や着替えなどの基本的な習慣を育て、低学年には衣類の管理方法の習得を、中高生には洗濯やアイロンかけを自分で行えるよう支援している。ボタン付け等の補修もこどもの近くで行うよう配慮している。さらに、服の選び方や身だしなみをサポートすることで、こどもが好みや個性を表現し、自分で選んだ服を着ることで自信を持てるよう努めている。衣生活を通じた自立支援と、自己肯定感を育む関わりを継続している。</p> <p>■改善課題 洗濯前の服やバスタオルなども、洗濯かごなどに入れること、及び着替えや衣類の整理、保管など工夫が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活		
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 <span style="float: right;">b</span>
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
	b	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
	○ 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
	○ 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
	○ 4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
	5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
	○ 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
	7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>■取組状況          子どもが安心して生活できるよう、家庭的な雰囲気を大切にし、小規模グループケアを2か所に設置している。居室は相部屋が中心で、小学生は3人部屋もあり、思春期以降や受験生には個室を提供している。衣類や学用品、日用品などは個人の所有物としている。食堂やリビング等の共有スペースは当番制で清掃している。</p> <p>■改善課題          こどもの気持ちや意見を踏まえながら、居心地の良い環境とは何かを考え、施設全体で、こどもの生活の質を高めるための下記の環境整備に積極的な取り組みが望まれる。</p> <p>①こどものプライバシーが確保できるよう、基本的に個室が望ましいが、相部屋になる場合でも、個人のスペースを確保する工夫として、仕切りや家具の配置などを通して「自分の場所」を感じられるような空間の確保。</p> <p>②共有スペースを清潔で家庭的な空間に整え、子どもが安心して過ごせるよう環境を整えること。</p> <p>③施設の老朽化に伴う、洗面所、浴室、トイレ、ドアの落書きや床の塗装、食堂の椅子が丸椅子使用などの状況についての整備</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(5) 健康と安全		
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 <span style="float: right;">b</span>
判断基準	a	一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
	b	一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
	c	一人ひとりのこどもに対する心身の健康管理が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。
	○ 2	健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
	○ 3	受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
	○ 4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
コメント	<p>■取組状況 こどもの健康状態や成長を日頃から観察し、嘱託医による年2回の定期健康診断を通じて健康管理に努めている。てんかんや希死念慮等、特別な配慮を要する場合は医療機関と連携して適切に対応している。看護師らと連携し、感染症対策や応急処置についての学習会を開催するほか、職員の腰痛対策やメンタルヘルス研修も実施している。専門知識の習得に励み、こどもと職員双方の心身の健康を守ることに努めている。</p> <p>■改善課題 ①服薬管理が不十分なため、オーバードーズ等の誤薬が発生しているため、服薬マニュアルを整備し、こどもが服薬を必要とする場合、その理由や必要性をこどもに説明できるよう職員研修を行い、安全な服薬管理が望まれる。 ②健康上特別な配慮を必要とするこどもの疾病や健康に関する知識が深められるよう、嘱託医や看護師と連携し職員研修の実施が期待される。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(6) 性に関する教育		
61	A⑩	① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
判断基準	a	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
	b	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
	c	性についての正しい知識を得る機会を設けていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。
	○ 2	性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。
	○ 3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。
	○ 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>心理士や寮職員を中心に男女の違いや性の多様性について学ぶ機会を設け、発達段階に応じた性教育を実施している。幼児から小学生低学年には絵本を用いてプライベートゾーンの大切さを伝え、小学生高学年から中学生には射精や生理、受胎のしくみを男女合同で行っている。高1には個別で心理士が性教育を行い、デートDVや性的同意、避妊、SNSの危険性等を教えている。また、生活場面では3ヶ月に1回(年4回)生活に沿った性教育チェックリストを行い、体の大切さや人との距離を教えている。心理士が中心となり、独自の「性教育プログラム」を作成して活用している。さらに今年度は、外部の専門家である性教育助産師を招き、子どもと職員を対象とした「心と体の安全のお話」を開催している。性に関する正しい知識を共有し、心身の健康を守るための支援を組織的に実施している。</p> <p>■改善課題</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、更なる取り組みに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑰	① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
判断基準	a	こどもの行動上の問題、及び問題状況に適切に対応している。	
	b	こどもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。	
	c	こどもの行動上の問題、及び問題状況に対応できていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	
	○ 2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	
	○ 3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。	
	○ 4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	
コメント	<p>■取組状況 虐待等の経験が行動に影響しているこどもに対し、施設が安心できる場所となるよう配慮している。他のこどもが危険にさらされないよう職員間で情報を共有し、安全面にも留意している。問題行動の改善に向けては生活リズムや環境の安定を重視し、発生原因を分析して職員全体で立ち直りを支援している。その際、行動のみを改善点として捉え、こどもの人格を否定しないよう配慮している。暴力や暴言により職員が精神的な傷を負った場合には、無力感や不安への対応に加え、シフト交換や異動を検討する等の措置を講じている。深刻な問題には施設だけで抱え込まず、児童相談所や医療機関、警察等の外部機関と協議を重ね、状況改善に向けた最善の方法を検討している。</p> <p>■改善課題 こどもの問題行動の裏にある不安やストレスに対して、適切な援助技術を習得するための研修の実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。	
	c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
	<input type="radio"/> 2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	
	<input type="radio"/> 3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	
	<input type="radio"/> 4	大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
	<input type="radio"/> 5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	
	<input type="radio"/> 6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	
コメント	<p>■取組状況 生活グループの編成では、子ども同士の相性や年齢、特性を考慮し、本人の希望や職員の見立てに基づき慎重に決定している。支援を要する子どもには、児童相談所と連携し個別の状況に応じた支援を行っている。入所直後の未就学児には、登園同行や夜間の添い寝など、安心感を育む寄り添った支援を継続している。職員間の信頼と協力を重視し、暴力やいじめ発生時には速やかに上司へ報告し、施設長を中心に全組織で対応する体制を整えている。興奮状態での暴力や専門的な対応が必要な事案には、児童相談所や医療機関、警察等の外部機関と協力して対応している。さらに、発達に不相应な性的行動や同意のない接触、性的なからかい等の加害・被害を見逃さず把握し、適切な対応に努めている。</p> <p>■改善課題 施設の構造上、死角になりやすい場所が多く、職員部屋から目が届きにくい状況にあるため、問題の発生予防の取組みが望まれる。職員の自己評価の判断基準で不適切なかかわりの防止と早期発見の取組について、62.8%の職員が「十分ではない」と答えており、さらなる取組みが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
判断基準	a	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	
	b	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。	
	c	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	○ 2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	○ 3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	○ 4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	○ 5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
	○ 6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	
コメント	<p>■取組状況            心理的ケアにおいては、心理士を2名配置し、面接室を2カ所備えて心理療法を実施している。毎月外部専門職によるスーパービジョンを受け、自らの支援を振り返り、子ども理解を深め、技術を学んでいる。また、心理ケースにて毎月勉強会を取り入れ、愛着形成や発達段階、トラウマやストレス反応等を学ぶことで子ども理解を深めて支援を話し合っている。支援については、子どもの状態に合わせて他職種で支援計画を作成している。心理的ケアは心理士のみならず、職員同士で連携して環境調整やケアの関わりを行っている。</p> <p>■改善課題            心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンを重ねることで、職員全体の支援の質をさらに高めていくことに期待したい。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
判断基準	a	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	
	b	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	○ 2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	○ 3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	○ 4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	○ 5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
コメント	<p>■取組状況            子どもの希望に合わせて学習場所を選べるようにし、受験生には個室を用意して学習習慣の定着を援助している。学校担任と連携して個々の学力を把握し、必要に応じてボランティアや家庭教師、塾等も活用し状況に応じた個別支援を行っている。学力に遅れがある場合には、職員が読み書きや計算の基礎から教え直し、土台の形成を支援している。忘れ物や宿題の未提出についても性格や特性を考慮して対応している。具体的には、持ち物チェックリストの作成や前日の準備を職員と共にし、整理整頓の習慣づけを促している。障害のある子どもに対しては、通級指導や特別支援学級への通学を支援し、適切な教育を受けられるよう配慮している。</p>		

評価項目			評価結果
66	A②1	②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
判断基準	a	こどもが進路の自己決定ができるように支援している。	
	b	こどもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。	
	c	こどもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	
	○	2 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。	
	○	3 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	○	4 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	○	5 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	○	6 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	○	7 高校を卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが将来を自ら選択できるよう、進学情報の収集や企業見学の調整をこどもと共にやっている。本人や保護者、学校、児童相談所の意見を集約して自立支援計画を作成し、関係機関と協力して進路決定を支援している。経済的理由で選択肢が狭まらないよう、奨学金や居住支援、保証人制度などの情報提供に努めている。進学支援としては、受験料や入学金の補助、アパート契約費や生活必需品の購入支援、アルバイト探しのサポートまで多角的に実施している。進路決定後も電話やSNS等でいつでも相談できる体制を整え、つまづいた際のやり直しにも対応している。精神面でも職員が寄り添い、進路実現に向けた継続的な支援と情報提供を行っている。必要に応じた措置延長の用意はあるが、現在の利用者はいない。一人ひとりの意向を尊重し、自立に向けた基盤作りを包括的に支えている。</p>		
67	A②2	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
判断基準	a	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	
	b	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	社会経験の拡大に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。	
	○	2 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	
	○	3 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	○	4 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	○	5 アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職場見学やアルバイトを社会自立の基礎教育と位置づけ、実施前には自立支援担当職員が挨拶や時間厳守、身だしなみ等のマナーを指導している。報酬の使い道については、自動車免許取得や自立資金に充てる計画を共に立て、時間管理や実習前の不安への傾聴を通じて自立支援に取り組んでいる。担当職員は社会福祉協議会等と連携して体験先を開拓しており、小学生向けや中高生の職場見学を実施している。効果を高めるため、事前にこどもの特性に合わせた調整を協力事業主と行っている。安全なアルバイト先の紹介や面接、応募もサポートしている。さらに、将来の進路に合わせて各種検定や運転免許、簿記等の資格取得を推奨し、技能習得を促している。</p>		

評価項目			評価結果
<b>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>			
68	A②③	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
判断基準	a	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。	
	c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をとともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
	○	2 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	○	3 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、こどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
	○	4 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
	○	5 こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>担当職員と家庭支援専門相談員は、施設パンフレットを用いて生活や健康管理、家族の困りごと等について相談できることを伝え、家族との信頼関係の構築を図っている。家庭支援専門相談員を中心に家族関係の調整に取り組み、月に1回の検討会議で家庭復帰や面会方針等の情報を職員間で共有している。面会や一時帰宅についてはこどもの気持ちを尊重し、児童相談所と連携しながら安全かつ無理のない形での関係再構築を目指している。帰宅後のこどもの様子を寮職員がさりげなく観察することで不適切なかかわりの早期発見に努め、組織的に対応している。学校行事や地域、施設の行事については、電話やメール、SNS等で家族に情報を発信し、積極的な参加を促している。こどもの安全を守りつつ、家族がこどもの成長を見守り、交流を深められるよう多角的に支援している。</p>		
<b>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</b>			
69	A②④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。	
	○	2 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	○	3 児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>親子関係の再構築に向け、家庭支援専門相談員が家族やこどもの状況を分析して見立てを行い、月1回の検討会議で支援方針を職員全体に共有している。面会や一時帰宅、家庭訪問・親子生活訓練・家族療法」等の支援は、心理士らを中心にファミリーセラピーやペアレントトレーニングなどの専門的な支援を実践している。親子生活訓練室は面会交流室としても活用している。家庭復帰を目指す場合には、会議を通じてこどもの状況や家庭の課題を共有した上で自立支援計画に目標を設定し、児童相談所や医療機関等の外部機関と連携して取り組んでいる。</p>		